

# バスによる文化財めぐり

—第29回—

第二十九回バスによる文化財めぐりは、遠出を避けて、北九州市周辺の文化財を選んでみました。しかも、比較的身近にありながら、かつ、噂には聞いていても、一般には見る機会が少ないと思われるものを含めてみました。是非この機会をご利用下さい。

日時 十月二十一日(日) 雨天決行

参加資格 本会々員

参加料 三千五百円

募集人員 四十五名(先着順)

申込方法 参加料を添えて事務局まで。電話での予約も可。ただし、参加料は十七日までに納入下さい。振込利用希望の方は事務局に問い合せ下さい。

集合場所 若松区役所 午前八時

出発時間 小倉駅北口 午前八時十五分

引野口小嶺方面バス停 八時三十分

昼食 円清寺の予定、弁当持参のこと

帰着予定 小倉着十八時

(一八一六) 建立  
木造不動明王及び二童子像 鞍手郡鞍手町中山、円清寺。重要文化財(彫刻)。

赤間宿跡 藩政時代には赤間は福岡藩内宿の一であり、御茶屋も置かれていた。慶応元年に太宰府へ西遷の五卿は途中ここに滞在、五卿西遷の碑がある。

鎮国寺 宗像郡玄海町、真言宗御室派の鎮西総本山。本尊木造不動明王立像(護摩堂安置)は重要文化財であるが四月二十九日のみ開帳。木像五社本地仏・銅製経筒・阿彌陀如来坐像碑・線刻釈迦如来石仏などは県指定文化財。板碑は元永二年(一一一九)の紀年銘があり、現存のものでは日本最古という。

高倉神社 遠賀郡岡垣町、藩政時代には遠賀郡々宗廟、境内の銅製畏沙門天立像は延徳三年(一四九一)芦屋の木工大江貞盛の作で県指定(彫刻)、綾杉は県指定天然記念物である。

龍昌寺 岡垣町高倉、境内に黒崎城主であった井上周防之房の墓がある。

◇文化財保護審議会 委員改選◇

北九州市文化財保護審議会では前委員の任期満了に伴い、昭和五十九年八月より、次の方々が委員に就任。六十一年七月までが任期です。◎印会長◎印刷会長、名簿順。

担当分野	氏名	備考
歴史	飯田久雄	再任
歴史	能美安男	再任
歴史	門司宣里	再任
歴史	◎米津三郎	再任
民俗	岡野信子	再任
民俗	吉田美智子	再任
美術工芸	錦織亮介	再任
美術工芸	福田安敏	再任
考古	黒野肇	再任
建築	中村雄三	再任
動物	山岡誠	再任
植物	太田國光	再任
地質	北条凱生	再任

○四〇号において、当会に対するいわれなき批判に対して、当番であった関係上、会長・副会長と相談し、本紙が当会々員のための会報であることを考慮し、かつ、弁明の機会のない故人を絶対に批判してはならないということを前提にして、その範囲で批判に対する回答を掲載しました。四四号に当会批判文の執筆者でもない小田富士男氏より、全く見当違いな回答文が寄せられたことはご承知の通りです。当会は会員の会費により運営されている完全なる民間団体であり、会則と会員の意志の決定機関である総会の決議にのみ拘束されるものであり、それ以外に對しては自由な団体である。まして況や、行政関係者(小田氏・武末氏は市職員)の介入を受ける何ものもない。本来ならば、小田氏に對する回答をなすべきであるが、当会師友より「稔りのない論争は止めるように」との忠告があつており、回答をさし控えました。○編集延引、バスハイクの申込みお急ぎ下さい。(能美安男記)

## 見学先

直方イン石 直方市下境須賀神社蔵 容器の箱に「貞観三年(八六一)四月七日ニ納ム」とあり、箱書通りとすると、記録のある世界最古の隕石。C14測定では略確実とのこと。

建武の板碑 下境宮浦にあり。「建武三年丙子十月二日 明窓」の銘あり。足利尊氏が明窓に説かれて供養碑として建立したという。県指定文化財(考古資料)

岡森壇 明和九年(一七七二)頃 彦山川に創築した井堰、下流二八

○baを灌漑。昭和五十四年に新堰が完成、諸記念碑が残っている。諸九尼の墓 直方市山部随尊寺にあり。女流俳人諸九尼は志太野坡の高弟有地浮風の妻で比翼墓。空也堂 直方市植木町、安置の空也上人像は室町初期の作で県指定有形民俗文化財。

石柱梵字曼陀羅碑 植木町。延久二年(一〇七〇)在銘。日本最古の両界曼陀羅碑、正面に阿彌陀三尊種子、裏面に胎藏界八葉院・金剛界五智如来種子、願文を刻む。県指定文化財(考古資料)。

七鬼神庚申 直永町、文化十三年

予備 予定には入っていませんが、時間に余裕がある場合の予備見学地として、直方雲心寺、鞍手新延大塚古墳、武丸正助の墓古留八所神社、内浦報心寺対馬藩主宗氏始祖の墓、中間市堀川惣社山唐戸などを予定しています。

◇お知らせ◇  
当会事務局長石崎徳太郎氏は九月末日をもって森鷗外旧居の館長(管理人)を辞任、後任には田中九州男氏(九州文学同人・作家)が就任されました。  
当会顧問壽永孚氏には五十九年九月五日逝去されました。八一歳。氏は広く文化財愛護に尽瘁、当会創立以来の協力者でした。ご冥福をお祈り下さい。(能美安男記)

## マンジュウ石とレンコン

—各専門分野の横の連絡を—

八幡西市民センター郷土資料室の昭和五十九年度春季企画展は、北九州市立自然史博物館の協力を戴いて、「ふるさとの自然展」——八幡の化石・岩石鉱物・植物・昆虫と鳥獣——のテーマで行われた。郷土資料室の企画展に自然史関係がとりあげられたのは開館以来初めてであった。その時の展示品の中に饅頭石と漣痕(れんこん)の写真があった。饅頭石は既に「筑前国統風土記拾遺」の楠橋村の条に、「真名子と

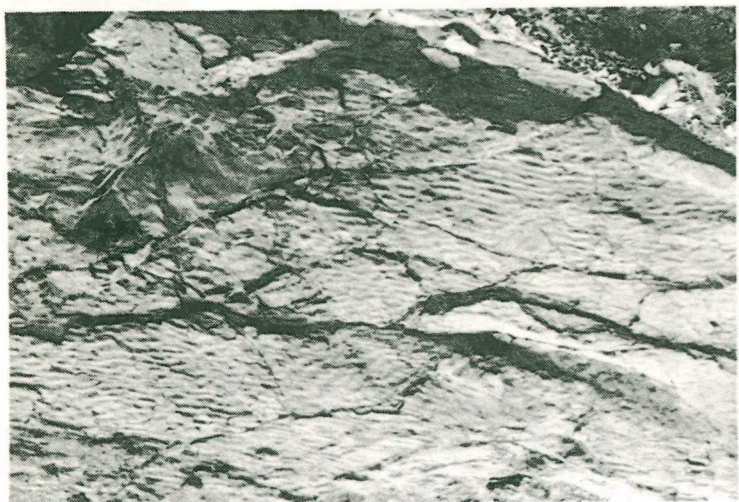
北九州市の文化財を守る会

# 会報

No. 49 59. 10. 1

発行 北九州市の文化財を守る会  
北九州市小倉北区鍛冶町一丁目7-2  
森鷗外旧居内  
電話(093)531-1604

印刷 (株)小田騰印社  
北九州市八幡西区西神原8-10  
電話(093)621-3381



岩肌に刻まれた漣痕

本村間に饅頭石出る處有。是禹餘糧の類なるにや」と記されており、藩政時代より存在は知られていた。禹餘糧は「遠賀郡誌」は「ふよろ」と読む、支那の会稽山中に出ず、夏の禹王食を山中に棄つ、化して石となると、信ずるに足らず」と註記している。郷土資料室でも開館以来、饅頭石として展示していた。「ふるさとの自然展」に於て、それがピソリスといひ、有史前の阿蘇山大爆発の産物(異類火山放出物)であり、現在の九州誕生の遺物であることを、自然史博物館学芸員より教示を得た。早速産地を訪ねてみると、一部は炭坑の公害復旧工事により地中深く埋っていた。

一方、漣痕は、畑貯水池堰堤の近く、旧城山の採石の途中に、偶然に発見されたものである。同地は脇野層の西端部に属しており、漣痕は中生代白亜紀にあつたという古脇野層の漣の紋様の化石と考えられる。古脇野層は、数年前に山田弾薬庫跡より発見された化石魚、ディプロモスタスが棲息していた湖である。漣痕は山肌の岩盤一面に広範囲に亘って出ている。所は採石場である。間もなく砕石と化すであろう。

饅頭石と漣痕、この両者の発見より現在に至る過程、将来の予測を考えると、文化財、乃至その保護について考えさせられるものがある。前者は藩政期以来、多くの人の目に触れ、地誌にも採録されながら、科学的な説明がなされない為、伝説的なものとして、興味の对象的地位を占めていたに過ぎない感じが強い。或は、地質学の関係者には昔より知られていたのかも知れないが、具体的な分布については如何であろうか。一部は既に地下に埋没して了っている。聞き取り調査に頼らざるを得ない。専門家との横の連絡の必要性を痛感する。

後者の場合は採石の途中に偶然に発見されたものであるが、自然史博物館により漣痕と確認されたため知り得たが、地質図の上よりも古脇野層の存在は予測できることであり、僥倖のみに頼るべき問題ではないかもしれない。その上、同地は中世の畑城跡でもある。慎重な調査が要望される。ここにも企業や開発と文化財の問題が横たわる。漣痕のある石塊は八幡西市民センター郷土史料室に寄贈される予定であり、部分的には見ることができようが、全体像は記録にとどめる外はないであろう。ここでも埋蔵文化財と同様の運命が予測される。開発は不意に、思わぬ遺跡を露呈する。香月ニュータウンの道路敷設により、石炭の露頭と断層を露出しており、格好の教材をなしている。現状での保存対策が切望される。(能美安男)

### 日の出町遺跡の破壊問題で間違った発表がなされたことについて

米津 三郎

日の出町遺跡の破壊の問題については、北九州市の文化財を守る会としても重大な関心を持ち、去る二月二十二日北九州市長に申し入れをしました。これについては三月三十一日付の当会機関紙の号外をもって、会員の皆さんにご報告いたしました。

その後、岡山大学考古学研究会の機関誌「考古学研究」(昭和五十九年六月発行)に「日の出町遺跡の破壊—文化財行政の砂漠を訴える」と題して経過の報告が行われました。この中で北九州市の文化財を守る会と北九州市文化財保護審議会会長のことに触れておりますが、その内容に納得いたした点がありましたので、調査員有志に説明を求めました。これについて九月一日わたしと調査員有志との会談が行われました。その経過を次のようにご報告します。

#### (附)北九州市教育文化事業団埋蔵文化財調査室の調査員有志と会談した件について報告

北九州市小倉南区日の出町遺跡がモノレール工事のために調査もされず破壊された件につきまして、去る二月十二日皆様方とともに、(附)北九州市教育文化事業団埋蔵文化財調査室有志の方々(以下、調査員有志と呼称させていただきます)と会談して実情を聞き、更に北九州市教育委員会文化課の方から実情を聞き、わたしどもの意見も開陳いたしました。このことに基づ

その後、岡山大学内考古学研究会発行の「考古学研究」(第三十巻一—通算二二—号一—一九八四年六月発行)に調査員有志として「日の出町遺跡の破壊—文化財行政の砂漠を訴える」と題する報告が掲載されました。これにはこのたびの日の出町遺跡破壊問題について、その経過・市当局の対応の姿勢・公開質問状提出に至った事情等が述べられており、同感する点が多々ありました。

かと思いの念を持つ程である。以上の内容について、私の意見を次のように申し入れました。(1) 守る会には趣味的な愛好者も居れば調査研究に携っている専門家も居り、みんな文化財を守っていくと云う点で一致しておることを説明し、守る会が文化財の保護と無縁の会という認識は(無縁と認識するに至った過程も納得できない)、会の名譽のために改めて頂きたい。文化財を守っていくと云う考えは、文化財は、広く連帯をしていくことによつて文化財保護を強め確立することができると云うことである。(2) 「文化財保護審議会」は以前から市長と親交が厚く、(以下最後まで)と述べているが、これは予断と偏見にみちた悪意の暴言の類である。大要以上の申し入れをしたことは、皆様方にも同時に(七月十六日付)ご報告を致しました。これについて皆様方から、いろいろとご配慮もいただき深謝致しております。この七月十六日付の調査員有志に対する申し入れについて、八月に入ってから、九月一日(土)午後埋蔵文化財センターで話し合いたいと云う連絡を受けました。わたしは守る会と個人の名譽を傷つけ放しである点を考え、九月一日(日)にも遅いことを申ししま

したが勤務の都合や内容検討などで全員揃えるのはどうしても九月一日、と云うので、それを諒解いたしました。九月一日午後二時わたしは指定されたとおり埋蔵文化財センターを訪問しました。調査員有志は二、三名欠席と云うことでしたが九名の方が集まっており、先ず夫々自己紹介を受けました。机上には茶菓も準備され、できるだけ配慮されて話し合いができるよう配慮された点がうかがえました。会談時間は一応午後四時までと設定されましたが、いろいろと熱心に議論が尽くされ一時間以上超過しました。会談内容は次のとおりです。○ わたしの質問状(七月十六日付)に対する回答及び意見交換の日が遅れたのは、発掘調査が忙しくて時間がなく、また全員での検討の時間が必要であったことの説明が先ず行われた。○ 「守る会は文化財の保護・保存とは無縁の会」ということについて。① 七月十六日付の書翰で守る会の機関紙を読んで呉れと云うことなので読んだ。地上の文化財についてはいろいろ活動しているが埋蔵文化財についての活動は全くない。② 例えば「平尾台を守る会」のように活発な活動をしていないので無縁である。

③ われわれの云う文化財とは埋蔵文化財と云う意味であった。以上のような意見が出ましたが、守る会としては、これまで埋蔵文化財の保護、平尾台問題について行政当局に申し入れも行っていろいろな団体がいろいろな形の活動をしており、ある一定の活動をしなければ文化財保護とは言えない、と云うようなことではない。例えば普及的な啓蒙活動の中から文化財を守らねばいけない、と云う考えを持つ人が生まれることも大切であり、そこから守っていく方法についての積み重ね、発展も行われるものである。ただ指摘されたように機関紙の面では埋蔵文化財に対する取組みが弱かった点はあり(このため会員の埋蔵文化財に対する関心が薄らいではいけないので)、今後改善して行きたい。ただ守る会が文化財保護と(仮りに文化財とは埋蔵文化財と云う意味であったとしても)無縁の会ではないので、この点は認識を改めるよう要請しました。

結論として、調査員有志としては、守る会については十分な情報を持たないため誤った判断になった、米津の云うことを理解した、と云うことになりました。そして埋蔵文化財の面について互いに提携して理解を深めて頂きたいので、例えば守る会の機関紙に寄稿するとか、多くの市民が関心を持って

ある発掘現場の現地説明会の開催に守る会として協力体制をつくらう、などのことが話し合われた。○ 「文化財保護審議会」は市長と親交が厚く、どのような認識からでたことなのか、にたい質問いたしました。市にいろいろな審議会や委員会に顔を出しているから、とか他人がそう言っている、などの回答、あるいは市長と親交が厚くても好いではないか(わたしはそのことでの好し悪しを云っているのではない、一つの認識が次の段階の判断を生むので質問したものです)など云う発言で、具体的な回答はできませんでした。○ だから(米津が)「市長に抗議めいた申し入れをするなど当然考えられない」ということについて。調査員有志の「考古学研究」への原稿は、市長に抗議した経過を報告した三月三十一日付の守る会機関紙号外(調査員有志にも送ってある)を読んだ上で書かれており、米津としてはこのような行動をとりませんでしたよ、と、お知らせしたにも拘らず「抗議めいた申し入れをするなど当然考えられない」とは如何なる根拠によつて書かれたものか説明されたい旨、お願い致しました。

ではないかと疑いの念を持つものである」と述べておるが、これについては二月十二日の会合のとき、文化課の方に対し公開質問状には回答すべきことを主張し、文化課の方は行政内部のことなので口頭で回答するという意向の表明を受けている。公開質問状つぶしを行ったと云うような、破廉恥な行為をしたと云うのは、わたしの名譽に関すること、人格を踏みにじること、即ち人権にかかわることと受けとめているので、はっきりした根拠を以つて回答願いたい、旨、発言いたしました。このわたしの質問に対して暫時沈黙の状態でありましたが、二月十二日の会談の際、先ず冒頭の米津の挨拶の中で公開質問状と云う不穏当の手段がとられた、と云う発言があり、これではわれわれの立場は完全に無視され、反対に今日は大勢の人からつるし上げにあうのではと思った。と云う発言がありましたので、それについてはわたしとしては十分に考えた末の表現で、敢えて不穏当と云う言葉を使い、同時に不穏当と考えられるようなことを何故しなればならなかったかを出席者に考えてもらうために言ったことを説明しました(二月十二日の会談の席で、わたしは「不穏当と思えるようなことを何故しなればならなかつ

たか」とも発言したと記憶しています。このことは九月一日の会談では説明しております。また調査員有志の中から「疑わしい」と書いているので断定している訳ではない、という反論もありました(これには驚きました、埋蔵文化財の発掘調査報告書ならばそれでよいでしょうが、これは人権にかかわることです)。また、自分たちはまだ若いので、当時の状況(特に行政側が公開質問状について何等の回答をしないという)からして頭に血がのぼり、(文化財保護審議会会長は市長と親交が厚く、以下)文章は言い過ぎであった、と云う反省の言葉も出ました。そして結局は、これについては事実誤認であった、という結論になりました。以上のような経過で、「守る会は無縁の団体であるからその必要はない(一人)、何も意見を云いたくない(一人)、本日ここで回答できない、検討させて頂きたい(数人)などの意見がございましたが、これについては既に先刻からの話し合いで確認されたことだからであるから、この場ではつきりするよう要望いたしました。その結果、「考古学研究」にはその後の経過報告も載せたいので同時に訂正文を出すことの決定がされました。ただ掲載するしないは先方が決

ることなので、訂正文を出しても、必ずしも掲載されるかどうか分らない、との発言がありましたので、会の名誉を傷つけ、個人の名誉を傷つけた人権問題であるから、斬りすて御免のようなことはすべきでないことをよく説明して必ず掲載するようにすることを望みました。

以上がわたしが回答を求めた七月十六日付の書翰についての調査員有志との会談の内容であります。真剣に、相互の理解点を見出だそうとする前向きな姿勢で討論されたとの感を持ちました、守る会を傷つけ、個人を傷つけたことが

会報紙評

文化財を守る会を考える

政 時 義 明

◎ はじめに  
八幡西支部長能美氏から、会報に一文を寄稿するよう依頼を受けた時、それなら民話を……と思いつて承諾した。ところが、氏の言うのは「会報の歴史も48回を越えた。会報の印象などを頼む」ということになり少々あわてたのは確かである。

資料を公開する機会を持ったことはなかった。結局はスポラ会員とということであろうか。  
さて、こういう事情から、今回古い会報の二頁から改めて通読する機会を得た。

◎ 黒野・能美両氏の一文から  
会報No41で黒野肇氏が、相次ぐ文化財の破壊というテーマで「八幡西区の黒崎、石垣破壊や同

じ西区の旧長崎街道の市指定文化財の曲里の松を伐採した市の出先機関は、文化課で作製配布している文化財に関する資料を無視しての行為である」と指摘、そして、「曲里の松の場合、松喰い虫の蔓延を防ぐために伐採し焼却したのは、当を得ているものであるが、しかし問題は事前に文化課に通報しなかったことにある。市民に文化財を守れと言う前に、まず市当局が範を示すべきだ」とも訴えていた。

さて、会報No44で能美安男氏が最近の新聞記事に拾うという見出しで、二つのことを提起している。ひとつは「便益のみが優先し自然保護対策が忘れられている」ということであり、他のひとつは「出所証拠の定かでないものに対するその取扱い」についてである。

◎ 文化財を守る会とは  
この二氏の論評を読みながら、もう一度「北九州市の文化財を守る会の会則」を開くと「本会は北九州市内に所在する文化財を文化財保護法の精神にのっとり、その保存と活用が適切に行われるよう推進することを目的とする」と銘記してある。

◎ 守る会活動とその評価  
会長加瀬康作氏が、会報No35で「文化財を守ること、それについての豊富な知識や貴い経験者を多く抱えているこの会の有難さをひしひしと感じる。同時にまた、会員の一人一人が持っている大切なものを、今のうちに身近な家族や近隣者に機会あるごとに伝えて欲しい。もちろんそれが伝承や物語的なものから、学術的なことまでそれぞれ相手方の理解の程度に応じたものでいい。このことは若い人々の心のうちに過去への文化を追う楽しさと、未来の文化の夢を抱かせる大切な心的要素を育てることになるのである……」と。

さて、会報No44で能美安男氏が最近の新聞記事に拾うという見出しで、二つのことを提起している。ひとつは「便益のみが優先し自然保護対策が忘れられている」ということであり、他のひとつは「出所証拠の定かでないものに対するその取扱い」についてである。

◎ 守る会活動とその評価  
会長加瀬康作氏が、会報No35で「文化財を守ること、それについての豊富な知識や貴い経験者を多く抱えているこの会の有難さをひしひしと感じる。同時にまた、会員の一人一人が持っている大切なものを、今のうちに身近な家族や近隣者に機会あるごとに伝えて欲しい。もちろんそれが伝承や物語的なものから、学術的なことまでそれぞれ相手方の理解の程度に応じたものでいい。このことは若い人々の心のうちに過去への文化を追う楽しさと、未来の文化の夢を抱かせる大切な心的要素を育てることになるのである……」と。

◎ 守る会活動とその評価  
会長加瀬康作氏が、会報No35で「文化財を守ること、それについての豊富な知識や貴い経験者を多く抱えているこの会の有難さをひしひしと感じる。同時にまた、会員の一人一人が持っている大切なものを、今のうちに身近な家族や近隣者に機会あるごとに伝えて欲しい。もちろんそれが伝承や物語的なものから、学術的なことまでそれぞれ相手方の理解の程度に応じたものでいい。このことは若い人々の心のうちに過去への文化を追う楽しさと、未来の文化の夢を抱かせる大切な心的要素を育てることになるのである……」と。

◎ 文化財を守る会に入会したもの  
文化財の破壊というテーマで「八幡西区の黒崎、石垣破壊や同

上巡回し、報告しなければならぬ。緊急を要する場合には電話連絡で報告し、その対策に当る。一ヶ月三十日として、最低七・八日、一週間に一回巡回する事になる。それでも、建設機械の発達進歩により、一夜の内に変貌する現状から、遺跡の破壊防止のため絶えず注意を要する。幸い、私の場合、職業柄ほとんど毎日のように遺跡に接する事ができるので、遺跡域の樹木の伐採、機械等の搬入等に注意し、情報をいち早くキャッチし、開発前にその対策を講ずる事が出来る。その反面、コースの死角で失敗したこともある。遺跡が集中している楠橋の豊前坊ではコースの裏側でわずかに三日間の間に一部遺跡が消滅した例もある。

早く、対策を講じ、文化財を破壊より守るための最善の方法ではないかと思う。併し、開発のため次から次に消滅、又は半ば消滅し、報告書になった遺跡も年を追うにしたがって増え続けている。本稿では、香月木屋瀬地区に於ける遺跡の変貌を披露して見るとにします。

取りのため調査は行われたものの、浄土宗鎮西派の開祖聖光弁上人誕生の地と伝えられている謎の館跡も遂に宅地と化し、その面影を求めることはできなくなった。もう一箇所、又田遺跡として横穴式古墳が古川の館跡北側の萩本氏宅裏に三基存在したが、それも昭和四十五年頃宅地造成のため跡形も無く消滅してしまっ。地主、業者ともに承知のうえでの破壊であった。この時も、早く気がついていたら、なんらかの対策が取れていたのではないだろうか。

◎ 文化財を守る事業を第一目的とするので、文化財保護法第2条でうたっているように「この法律で文化財とは、……わが国にとって歴史上又は芸術上価値の高

地主並に建設施工業者に対する遺跡の存在の確認と、建設に対する法的意識を再認識させる必要があると思われる。併し、遺跡の存在、並に、建設業者が法的な事項等を知り乍ら、相変らず破壊し続けているのが実情である。保存と開発に関する問題、並に、地主や開発施工業者と文化財を護る側との対立する難問はいつまでも平行線であると思われる。かかる意味から、北九州市の文化財パトロール制度は主に埋蔵文化財の乱開発や工事現場に遺跡の有無を確認し、一刻も

早く、対策を講じ、文化財を破壊より守るための最善の方法ではないかと思う。併し、開発のため次から次に消滅、又は半ば消滅し、報告書になった遺跡も年を追うにしたがって増え続けている。本稿では、香月木屋瀬地区に於ける遺跡の変貌を披露して見るとにします。

取りのため調査は行われたものの、浄土宗鎮西派の開祖聖光弁上人誕生の地と伝えられている謎の館跡も遂に宅地と化し、その面影を求めることはできなくなった。もう一箇所、又田遺跡として横穴式古墳が古川の館跡北側の萩本氏宅裏に三基存在したが、それも昭和四十五年頃宅地造成のため跡形も無く消滅してしまっ。地主、業者ともに承知のうえでの破壊であった。この時も、早く気がついていたら、なんらかの対策が取れていたのではないだろうか。

◎ 文化財を守る事業を第一目的とするので、文化財保護法第2条でうたっているように「この法律で文化財とは、……わが国にとって歴史上又は芸術上価値の高

地主並に建設施工業者に対する遺跡の存在の確認と、建設に対する法的意識を再認識させる必要があると思われる。併し、遺跡の存在、並に、建設業者が法的な事項等を知り乍ら、相変らず破壊し続けているのが実情である。保存と開発に関する問題、並に、地主や開発施工業者と文化財を護る側との対立する難問はいつまでも平行線であると思われる。かかる意味から、北九州市の文化財パトロール制度は主に埋蔵文化財の乱開発や工事現場に遺跡の有無を確認し、一刻も

早く、対策を講じ、文化財を破壊より守るための最善の方法ではないかと思う。併し、開発のため次から次に消滅、又は半ば消滅し、報告書になった遺跡も年を追うにしたがって増え続けている。本稿では、香月木屋瀬地区に於ける遺跡の変貌を披露して見るとにします。

取りのため調査は行われたものの、浄土宗鎮西派の開祖聖光弁上人誕生の地と伝えられている謎の館跡も遂に宅地と化し、その面影を求めることはできなくなった。もう一箇所、又田遺跡として横穴式古墳が古川の館跡北側の萩本氏宅裏に三基存在したが、それも昭和四十五年頃宅地造成のため跡形も無く消滅してしまっ。地主、業者ともに承知のうえでの破壊であった。この時も、早く気がついていたら、なんらかの対策が取れていたのではないだろうか。

遺跡の変貌

文化財パトロール日記より

野 上 陽 三

昭和五十三年四月に市教委の文化財パトロール制度が発足して以来、六年になる。北九州全域で七名の方々がそれぞれの所持区域で文化財保護のため活躍されている。私もその中の一人として、六年前

後の間の遺跡の変貌、並に、新しく見つけた遺跡に付いてお知らせしたいと思えます。私の所持区域は上津役・香月・木屋瀬の旧三ヶ村である。係る区域内で主な遺跡三十数箇所を一ヶ月必ず四回以

と前述の黒野氏も「学者の中には一旦破壊した遺跡を復元しても無意味だと言われる方もおられるが……」と、同じ趣旨のことを述べている。……鉄冷えの町八幡の振興は重要なことではある。環境整備や都市計画の再検討、更には、周辺地区との関連の整備を進めなければならぬであろう。その中で、文化遺産を如何に守るか「守る会」の立場と考える」と……文化財に関わる行政と市民の在り方を示唆している。

今年三月で調査が完了した白岩西遺跡に付いても、古川の館と香月・千々和両家との関係が濃厚に感じられる。と云うのは、今から十二、三年前、白岩西遺跡を香月郷土史クラブ会員で踏査した時、

今年三月で調査が完了した白岩西遺跡に付いても、古川の館と香月・千々和両家との関係が濃厚に感じられる。と云うのは、今から十二、三年前、白岩西遺跡を香月郷土史クラブ会員で踏査した時、

